

(様式第2号)

パブリックコメント実施結果

件名 宍粟市住民投票条例（案）の概要に関するパブリックコメント

担当課 企画総務部 地域創生課

意見の募集期間 平成30年6月27日から平成30年7月26日まで

意見提出者数 2人（持参0人、郵送0人、FAX1人、電子メール1人）

意見提出件数 9件

意見の概要と市の考え方

反映区分		
A	計画等に反映させるもの	0件
B	計画等に反映済みのもの	3件
C	今後の参考とするもの	0件
D	計画等に反映できないもの	5件
E	その他の感想や質問など	1件

[項目名 (施策等の案の項目別に整理すること)]

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	3 住民投票の投票資格者(18歳以上、外国籍)、5 請求(1/6以上)、25 成立要件等(1/2以上)、27 再請求等の制限の要件は条例(案)に賛成です。		E
2	26 投票の結果については、1 選挙管理委員会は市長に、2 市長は市議会3 代表者に通知しなければならない。で終わっている。4 「市長及び市議会は住民投票の結果を尊重するものとする。」を挿入する。若しくは新設条項として挿入を提案します。 単なる報告、通知ではなく、投票した者の重みを斟酌し、「結果は尊重される。」ものと考えます。	投票の結果について、「投票結果は尊重される。」ものと考えています。本条例には明記していませんが、市の最高規範である宍粟市自治基本条例第20条第3項に「市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」と明記されていることから、あえて本条例には「市長及び市議会は住民投票の結果を尊重するものとする。」の文言の挿入はしないこととします。	B

3	<p>「2 住民投票に付することができる事項」について</p> <p>(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項</p> <p>宍粟市の場合、旧4町で政策に対する住民の理解深度が違う、また意見が異なる場合が多い。旧4町から引き継いでいる公共施設の改築や廃止、旧町域に関係の深い政策に対して住民投票ができないことは、自治基本条例の趣旨に反しないのか。</p>	<p>(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項とは、主に自治会単位等を指し、合併前の旧町単位の地域に関する事項であっても、重要事項であれば住民投票の対象となります。</p>	B
4	<p>「2 住民投票に付することができる事項」について</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p> <p>「住民投票に付することが適当でない」と言う判断を誰がどのように行うのか。ここはポジティブリスト方式にして想定できる事項を例示しておくことが望ましい。また、判断の基準と手続きがどう定められているのかを明示する必要があるのではないか。</p>	<p>第1号から第4号までに掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられることから、このような項目を設けています。現時点では想定できないことを具体例を例示することは困難と考えています。</p> <p>判断の基準としては、(5)を適用するには、第1号から第4号までに掲げられた除外事項と同等の合理的な理由を有する必要があると考えています。</p> <p>判断は請求内容により市長が行うこととなります。</p>	D
5	<p>「5 住民投票の請求及び発議」について</p> <p>地方自治法上、条例の制定・改廃の請求に必要な署名数は、有権者の50分の1以上である。それに準じたものにするのが望ましい。市議会も同様に議案の提案をできる議員定数の12分の1で発議できるようにしておく必要があるのではないか。</p>	<p>地方自治法上、条例の制定・改廃の請求に必要な署名数は、有権者の50分の1以上であり、市議会についても議員定数の12分の1以上の者の賛成があれば議案の提出が可能ですが、どちらも議決が必要となります。本条例による住民投票については、議決が不要であることから、地方自治法による請求及び議案の提出とは別のものと考えています。</p> <p>必要な署名数については、これまでに全国で実施された住民投票が合併（廃置分合）に関する事項が大多数であることを鑑み、市町村の合併の特例等に関する法律において、住民が合併について話し合う協議会の設置を請求</p>	D

		<p>し議会がこれを否決した場合、有権者の6分の1以上の署名をもって協議会設置の是非を問う住民投票を請求できることになっていることを参考に6分の1と定めています。</p> <p>市議会については、本条例による住民投票を発議せずとも、市民の意思を把握し、市民の代表として議会で審議することができると考えています。</p>	
6	<p>「14 情報の提供」について</p> <p>1 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票に付された重要事項（以下「付議事項」という。）に係る市が保有する情報を市民に提供しなければならない。</p> <p>2 市長は、情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。</p> <p>これだけでは不十分。市域が広い、情報を取得する機会、手段に格差がある宍粟市では、資料の縦覧、公開討論会やシンポジウムなど具体的な方法を規定する必要があるのではないか。</p>	<p>情報の提供については、市が通常に行う情報の提供方法（市広報、ホームページ等）及び市役所等の公共施設での資料等の閲覧により行うこととし、内容については市民が容易に理解できるような形で整理したものを提供することとしています。</p> <p>公開討論会、シンポジウムの開催等については、中立性の保持の観点及び住民投票に至るまで当該案件がどのように議論されてきたのかを案件ごとに慎重に判断した上で、開催を検討することとなり、確実に実施するという事にはならないため、規定はしないこととします。</p>	D
7	<p>「15 住民投票運動」について</p> <p>4 住民投票に係る投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>ここに、罰則規定を設ける必要はないのか。（公職選挙法に準じたもの）</p>	<p>市民の自由な意志が拘束されたり、不当に干渉されたりすることがないように、訓示的規定を設けています。</p> <p>住民投票の結果は選挙とは異なり、法的拘束力のないものであり、また、選挙のように候補者間の平等の確保という必要性がないことから罰則を科するに相当する義務とは言えないものと考え、脅迫、強要等については刑法の適用を受けることから罰則規定は設けないこととしています。</p>	D

8	<p>「25 住民投票の成立要件等」について住民投票は、一の付議事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業を行わない。</p> <p>投票率を下げるためのボイコットなどが起こりかねない。成立要件は設けるべきではない。</p>	<p>投票結果は市の政策等の方向性を左右する重要なものであり、投票結果に一定の信頼性を確保する必要があります。投票率の低い結果を住民投票の結果として公表を行うことは、投票結果について一定の信頼性を確保できるとは言えないと考えます。また、成立要件を設けない場合、少数の意見が市の意思決定や議会に影響を与えることとなるので成立要件を設けています。</p>	D
9	<p>その他</p> <p>投票結果の尊重義務に関する規定を設けるべき。住民、議会、市長（行政）全てに対し尊重義務を求めることが望ましい。</p>	<p>2の回答と同様となります。</p>	B